

平成 27 年度 保健医療経営大学

自己点検・評価報告書



平成 29 年 3 月

保健医療経営大学

# はじめに

平成 27 年度自己点検・評価報告書を、教職員の多大な努力のもとに作成することができました。報告書の内容は、公益財団法人 日本高等教育評価機構の大学評価基準に沿ってまとめられています。

27 年度の状況について 28 年度に点検・評価作業を行ったものであり、そこで抽出した課題への対応時期を、28 年の 12 月まで、29 年の 3 月まで、29 年の 5 月までと 3 つに分けて設定しています。

本学が平成 20 年に開学して以降、初めての総括的かつ体系的な自己点検・評価であったことから、膨大な作業となり、多くの時間を費やしました。とはいえ、どの大学も実施していることであり、その苦労は当然のこととして受け止めねばなりません。

一連の作業を通じて学んだことは、自己点検・評価は、学校教育法に規定されているから行なうものでもなければ、認証評価を受審するために行うものでもない、ということです。

ひとえに学生の皆さんにより良い学びを提供するためであり、内部質保証に誠実に取り組むことによって大学の社会的使命を果たすためである、ということです。

限られた時間内で膨大な作業をすることには、ある種の切迫感がありました。しかし、教授会の各種委員会や事務局で作業を分担し、検討内容を持ち寄って議論する過程では、多くの新たな発見がありました。また、報告書の作成を終え、今後は毎年、分野を限って時間をかけながら、じっくりと点検・評価を行うことができるという、安心感や期待感を覚えることができました。

今回抽出した課題を、一步一步着実に改善していきたいと考えています。また、高等教育機関としての社会的使命を果たすべく、教職員一同、真摯に内部質保証に取り組んでいく覚悟です。

学外の皆様方には、今後とも、より一層のご指導をお願い申し上げます。

平成 29 年 3 月

保健医療経営大学 学長  
廣田 良夫

## ～平成 27 年度自己点検・評価活動～

### 【学内活動】

- 平成 28 年 1 月 14 日 「平成 28 年度自己点検・評価活動及び認証評価受審に向けて」  
検討会開催  
●大学機関別認証評価の概要、平成 26 年度受審の過程及び  
結果、次回認証評価受審についての検討に着手。
- 平成 28 年 5 月 25 日 平成 28 年度第 1 回大学評価委員会開催  
●次回認証評価を平成 29 年度に受審することとし、今後の  
方針・スケジュール等について検討。
- 平成 28 年 6 月 29 日 平成 28 年度第 2 回大学評価委員会開催  
●平成 29 年度認証評価受審に向けての作業計画について審  
議。
- 平成 28 年 9 月 28 日 平成 28 年度第 1 回大学評議会開催  
●認証評価対応の統括を大学評議会が行うこととし、平成 26  
年度認証評価結果における指摘事項を基に平成 27 年度中  
の課題を抽出、課題に対する改善案をもって平成 27 年度  
自己点検・評価報告書として公表することとする。
- 平成 28 年 11 月 2 日 平成 28 年度第 2 回大学評議会開催  
●平成 26 年度認証評価結果を基に、平成 27 年度中の課題に  
ついて、大学評価基準ごとに定めた担当者から報告・審議。
- 平成 28 年 11 月 30 日 平成 28 年度第 3 回大学評議会開催  
●前回抽出した課題に対する改善案について審議。
- 平成 28 年 12 月 6 日 第 33 回理事会・評議員会開催  
●平成 28 年度に実施した自己点検・評価活動について報告、  
その結果を平成 27 年度自己点検・評価報告書として作成  
し公表することを審議、全会一致で承認。
- 平成 29 年 1 月 4 日 大学機関別認証評価受審準備室設置・同室長発令
- 平成 29 年 3 月 平成 27 年度自己点検・評価報告書公表

### 【研修等】

- 平成 28 年 4 月 27 日 日本高等教育評価機構「平成 28 年度大学評価セミナー」出席
- 平成 28 年 6 月 15 日 本学にて、全教職員を対象に「大学評価講演会」（講師：日本  
高等教育評価機構評価事業部長 伊藤敏弘氏）を開催。
- 平成 28 年 7 月 13 日 日本高等教育評価機構「平成 28 年度評価充実協議会」出席。
- 平成 28 年 9 月 12～13 日 日本高等教育評価機構「平成 29 年度責任者説明会及び自己評  
価担当者説明会」出席。

# 【目次】

## ＜基準1：使命・目的等＞

基準項目1-1)	使命・目的及び教育目的の明確性	1
基準項目1-2)	使命・目的及び教育目的の適切性	2
基準項目1-3)	使命・目的及び教育目的の有効性	3

## ＜基準2：学修と教授＞

基準項目2-1)	学生の受入れ	4
基準項目2-2)	教育課程及び教授方法	5
基準項目2-3)	学修及び授業の支援	6
基準項目2-4)	単位認定、卒業・修了認定等	7
基準項目2-5)	キャリアガイダンス	8
基準項目2-6)	教育目的の達成状況の評価とフィードバック	9
基準項目2-7)	学生サービス	10
基準項目2-8)	教員の配置・職能開発等	
評価の視点①	教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置	11
評価の視点②	教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD (Faculty Development) をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み	12
評価の視点③	教養教育実施のための体制の整備	13
基準項目2-9)	教育環境の整備	14

## ＜基準3：経営・管理と財務＞

基準項目3-1)	経営の規律と誠実性	
評価の視点①	経営の規律と誠実性の維持の表明	16
評価の視点②	使命・目的の実現への継続的努力	17
評価の視点③	学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守	18
評価の視点④	環境保全、人権、安全への配慮	19
評価の視点⑤	教育情報・財務情報の公表	20
基準項目3-2)	理事会の機能	21
基準項目3-3)	大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	22
基準項目3-4)	コミュニケーションとガバナンス	23
基準項目3-5)	業務執行体制の機能性	24
基準項目3-6)	財務基盤と収支	25
基準項目3-7)	会計	26

## ＜基準4：自己点検・評価＞

基準項目4-1)	自己点検・評価の適切性	27
基準項目4-2)	自己点検・評価の誠実性	28
基準項目4-3)	自己点検・評価の有効性	29

## ＜使命・目的に基づく大学独自の基準＞

基準項目A-1)	大学が持っている物的・人的資源の社会への提供	30
基準項目A-2)	国際協力の実践及び国際協力に向けた意識づくりを行う	
評価の視点①	教職員による国際協力	31
評価の視点②	学生の国際協力についての理解促進、及び動機の形成を行う	32
評価の視点③	学生の国際協力活動に対して、サポートを行う	33

## 《基準1 使命・目的》

### 基準項目1-1) 使命・目的及び教育目的の明確性

#### 【現状と課題】

平成27年度に改訂された平成28年度学生便覧、現在公表中のHPなどに記載している使命・目的および教育目的の明確性について精査し、適切に記載されていることを確認した。今後、広報媒体等の作成にあたり、表現方法を検討し、分かり易さをより一層追及する。

3つのポリシー（ディプロマポリシー、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー）について、平成28年3月31日の中央教育審議会のガイドラインに沿って見直しを行う。なお、建学の理念、教育の理念・目的、学則1条との整合性を十分考慮して、作業を進める。

#### 【対応】

##### （1）12月までに実施する事項

- 平成27年度中に作成された平成28年度学生便覧をはじめHPなどの公表物の当該箇所の確認
- 平成29年度学生便覧、大学案内への記載内容の方針立案
- 各ポリシーの見直しを行い、作成準備に取り掛かると同時に整合性を確認

##### （2）3月までに実施する事項

- 平成29年度学生便覧、大学案内、その他公表予定物の原稿チェック
- 3つのポリシー案の完成と理事会の承認

##### （3）5月までに実施する事項

- 作成された広報媒体等について、使命・目的および教育目的が適切に表現されているかを確認

担当：総務委員会

## <基準1 使命・目的>

### 基準項目1－2) 使命・目的及び教育目的の適切性

#### 【現状と課題】

使命・目的及び教育目的は平成27年度も前年度までを踏襲している。HP、広報媒体での表現が適切かの確認が必要である。また、それ以外の印刷物媒体等についても同様に確認が必要である。

平成27年度後半に新教育の骨格を示していることから、次年度はこれに沿ったコース別の教育目的と人材養成目的の修正を具体的に検討しなければならない。

法令等への適合性の確認は不十分と考えられる。今後、学内諸規程（台帳、新設及び改廃の記録も含む）を確認し、必要に応じて規程改正などを実施する。

社会の変化への対応として、教育体制の整備、SD研修会の実施、関係法令への対応の強化を検討する。さらに長期的視点から、建学の理念、教育研究上の理念および目的の見直し、入学者選抜試験改革（高大接続）への対応なども開始しなければならない。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- HP、広報媒体の表現を確認、その他の媒体について改善点の検討
- 教育基本法、学校教育法と本学規程の整合性を確認
- 学内諸規定の整備
- SD研修計画立案
- 「建学の理念」、「教育研究上の理念」、および「教育研究上の目的」の見直しの検討（特に地域経営コースが対象）。
- 教育上の理念を確認し、必要に応じて改正作業工程を作成
- 高大接続対応や具体的実施計画の立案

##### (2) 3月までに実施する事項

- 改正が必要とされた場合、教育目的と人材養成目的を明確化
- 関係法令との整合性が取れていない場合は、その改善
- 学内諸規定については、必要度が高いものから順次整備
- SD研修の規程整備、ならびに計画に基づいた実施、及び関連法令への対応
- 作成した工程に沿って、必要に応じ、建学の理念、教育研究上の理念及び目的の見直し

##### (3) 5月までに実施する事項

- 平成27年度に作成した公表媒体と平成28年度中に作成もしくは作成中の公表媒体の比較を行い、改善点の抽出
- 法令適合についての確認
- SD研修の成果を取りまとめ、研修の成果を確認
- 建学の理念、教育研究上の理念および目的を見直した場合は、その見直した内容が大学運営に反映されているかを確認

担当：総務委員会

## <基準1 使命・目的>

### 基準項目1－3) 使命・目的及び教育目的の有効性

#### 【現状と課題】

平成26年度に引き続き組織的な活動を行っているものの、次の点が課題として挙げられる。

SD研修会等による周知活動、入学者選抜制度の見直し（高大接続）への対応とその学内周知、諸規程の整備、アドミッションポリシーの明確化、認証評価に向けた今回の自己点検・評価過程を役員会にて報告、毎年度の事業計画の公表。

また、「建学の理念」、「教育の理念」が経営計画や3つのポリシーに反映されているかを確認した上で、教育研究組織の全学的見直し作業を行う。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 新しい大学入試センター試験に関する調査
- FD・SD制度研究などの計画
- 理事会での自己点検・評価の報告
- HP、大学案内など、広報物の内容を確認
- 事業計画の公表準備
- 広報媒体の掲載内容を検討
- 「建学の理念」、「教育の理念」と3つのポリシーとの整合性の点検
- 教育研究組織体制の適切性の検討
- 「建学の理念」、「教育の理念」を体現する教育研究組織体制となっているかを確認
- 3つのポリシーを実現できる教育研究組織体制となっているかを確認

##### (2) 3月までに実施する事項

- 教育研究に関する中長期計画案の項目整理
- 理事会等の意見を踏まえた上で、使命・目的および教育目的の有効性を大学評価委員会と相談しながら点検および改善
- 平成29年度以降のSD・FD研修計画の具体化
- 公表物作成時に具体的な内容を確認
- 事業計画公表の準備、確認、修正
- 整備した組織が、使命・目的、及び教育目的に沿って機能しているかを初期検証

##### (3) 5月までに実施する事項

- 平成28年度のFD・SD研修を確認、および改善点の抽出
- 平成29年度以降のFD・SDについて計画の修正
- 中間報告の点検を行い、改善点を抽出
- 教育研究に関する中長期計画案のたたき台の作成

##### (4) その他

- 平成29年度の間接報告および確認

## 《基準2 学修と教授》

### 基準項目2-1) 学生の受け入れ

#### 【現状と課題】

開学以来入学定員未充足状態にあることから、アドミッションポリシーに基づいた入学者受け入れ方針や人材育成方針を明確化し、その周知を図るための広報戦略を確立しなければならない。あわせて、入試科目や出題が、本学のアドミッションポリシーを入学生に問うものとなっているか、及び本学のアドミッションポリシーに合致した人材を入学させているかについて、確認する必要がある。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- アドミッションポリシーに基づいて入学者選抜が的確に行われているかの確認と具体案の作成
- 将来に向けた奨学金制度（制度の統一性確保と特待生スカラシップ、チャレンジスカラシップの規程）の見直し
- 厳格な特待生制度の導入と運用

##### (2) 3月までに実施する事項

- 入学者選抜の改善策の検討
- 広報活動の強化
- 3年次編入制度の新規導入の検討
- 留学生入試の企画と体制整備
- アドミッションポリシーに基づいて本学入学生に求める資質・素養を、入試科目・出題を通じて問うているかを確認
- アドミッションポリシーに基づいて次年度AO入試の方針決定

##### (3) 5月までに実施する事項

- 学科・コースの人材育成方針の明確化
- 新コースの検討（国際系）
- 学生募集における効果的な広報戦略を検討



## <基準2 学修と教授>

### 基準項目 2-2) 教育課程及び教授方法

#### **【現状と課題】**

本学の教育目的を踏まえて教育課程編成方針を明確化し、当該教育課程編成方針に沿って、教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発を行う必要がある。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- シラバスチェック委員会を教務委員会の部会として編成。将来的には外部委員の参画を検討

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 関係する規定等（履修規程、学生便覧等）を改正し、単位上限を年間 48 単位（学期 24 単位）に変更
- 成績優秀等の学生への対応として、単位上限超を可とする仕組みを検討
- カリキュラム編成における国際協力科目の位置づけを明確化

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 明確化した教育課程編成方針を、非常勤講師に周知
- eラーニングの導入を検討
- アクティブラーニングの導入を検討

##### **(4) その他**

- 科目ナンバリングの適用を検討

担当：教務委員会

## <基準2 学修と教授>

### 基準項目 2－3) 学修及び授業の支援

#### **【現状と課題】**

教員と事務職員の協働、並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実を図る必要がある。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 本学における学修支援及び授業支援のニーズを把握
- 本学における教職協働のあり方を検討
- 教育開発担当教員のポスト新設を検討
- GPAが高い学生の単位取得上限の緩和に着手

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 教務委員会と FD 委員会が共同してポートフォリオの案を作成
- 教務委員会と FD 委員会が共同してルーブリックの案を作成
- スチューデントアシスタント制度等を検討

## <基準2 学修と教授>

### 基準項目2-4) 単位認定、卒業・修了認定等

#### **【現状と課題】**

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化と、その厳正な適用が必要である。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを反映した単位認定、進級及び卒業・修了認定等が行われているかを再確認
- シラバス・学生便覧上で基準が明文化されていることを確認
- 早期卒業を規定する条文は削除

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 科目ごとの成績評価基準が明確であることを確認

## <基準2 学修と教授>

### 基準項目2-5) キャリアガイダンス

#### 【現状と課題】

社会的・職業的自立のために、卒業後までを考えた指導、助言、支援を行う体制を構築する必要がある。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 保護者、アドバイザー、学生による三者面談

##### (2) 3月までに実施する事項

- スキル開発・キャリア開発等、キャリア関連講義の検討
- 就職支援のため、資料を充実させた常設の相談コーナーの設置を検討
- 保護者が三者面談に出席しない場合、学生との個別面談を実施

##### (3) 5月までに実施する事項

- 就職決定過程に関するアンケート調査を行い、卒業生から情報収集
- キャリア開発関係講義の教育体制を充実

##### (4) その他

- キャリア開発の学修につなげるためのリメディアル教育の充実を検討

## ＜基準2 学修と教授＞

### 基準項目2－6) 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

#### 【現状と課題】

教育目的の達成状況を確認する目安が不明確であるため、具体的方法を設定する必要がある。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

##### (2) 3月までに実施する事項

- FD委員会と教務委員会が共同して学修効果測定の方法を検討
- FD研修会での成果をまとめ、教職員にフィードバック

##### (3) 5月までに実施する事項

- FD委員会と教務委員会が共同してポートフォリオの案を作成
- FD委員会と教務委員会が共同してルーブリックの案を作成  
(6頁事項の再掲)

## <基準2 学修と教授>

### 基準項目2-7) 学生サービス

#### 【現状と課題】

中途退学者に関する実効性ある対応が必要である。現行のアドバイザー制や学生支援センターの機能強化を図るとともに、メンター制度など新たな取組みが課題である。

学生の課外活動が停滞傾向にあるため、活性化に向けた支援策が必要である。

リクエストカードやアンケート調査により学生の意見・要望を把握するよう努めているが、これらの結果を踏まえた改善への取組みが必要である。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 中途退学者への対応に関する他大学の情報収集、及び退学者減に向けた対応策の検討
- 潜在的中途退学者予備軍の洗い出しと、対応状況の点検
- メンター制度等に関する他大学の情報収集
- サークル棟及びその周辺環境について学友会と協議
- 日本財団学生ボランティアセンターと覚書締結の検討
- 学生活動後援会に関する他大学の情報収集
- 平成26～27年度の学生リクエストカードを整理し課題を抽出

##### (2) 3月までに実施する事項

- 学生支援センター会議開催と、平成29年度活動計画の策定
- メンター制度等の具体的導入案の検討
- 学友会執行部活動支援の強化について検討
- サークル棟及びその周辺環境の整備
- ボランティア活動促進策の確定
- 学生活動後援会設立に向けたロードマップの作成

##### (3) 5月までに実施する事項

- 初回授業2回連続無断欠席学生に対し、アドバイザーによる修学指導の徹底
- 平成29年度保護者懇談会（年度前半開催）の実施案作成
- メンター制度等の導入
- ボランティア活動促進策の導入

##### (4) その他

- アドバイザーと担当学生との相談体制の強化
- 学友会リーダー研修会実施の側面支援

担当：学生委員会

## ＜基準2 学修と教授＞

### 基準項目2－8) 教員の配置・職能開発等

#### 評価の視点2－8－① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

##### **【現状と課題】**

専任教員配置計画（退職・採用計画）を策定するとともに、人事評価制度を検討する必要がある。また、教育・研究支援、及びみやま市との連携推進を目的とした保健医療情報解析の教員ポスト新設を検討する。

##### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 専任教員配置計画（退職・採用計画）の策定

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 保健医療情報解析の教員ポスト新設（目的：教育・研究支援、みやま市との連携）

担当：人事委員会

## <基準2 学修と教授>

### 基準項目2-8) 教員の配置・職能開発等

#### 評価の視点2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

#### **【現状と課題】**

新任教員及び既存教員の教授法の長所・短所を評価して、全教員の教授法のレベルアップを図る必要がある。

教員の資質・能力向上を目的とした評価システムの導入が急務である。

教員についての自己点検評価、及び外部委員を含めた総合評価の実施体制を整備する必要がある。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 新たに着任した教員(3名)の講義に全教員が参加して授業参観を実施
- 各教員が専門分野に関し、全教員を対象にセミナーを実施
- 各教員の教授法について学長・学部長から指導、助言を受ける模擬講義の実施
- 教員の評価システムの確立

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 全教員による授業参観の結果をまとめて、FD研修会を実施
- 教員セミナー及び学長・学部長に対する模擬講義の記録整理
- 教員の自己点検評価、及び外部委員による評価

##### **(2) 5月までに実施する事項**

- 保健医療情報解析の教員による教育・研究支援に着手

担当：人事委員会



## ＜基準2 学修と教授＞

### 基準項目2-8) 教員の配置・職能開発等

#### 評価の視点 2-8-③) 教養教育実施のための体制の整備

##### 【現状と課題】

教養教育充実のため、教養教育部門の整備と強化を図る必要がある。

平成26年度の認証評価において、本学の教養教育が「基準を満たしていない」と指摘されていることから、抜本的且つ具体的な改善が急務である。

##### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 教養教育部門の組織編成
- 教養教育の強化を図るため、定期的な検討会議の開催

##### (2) 3月までに実施する事項

- 教養教育強化に関する評価システムの構築を検討
- 教養教育部門に所属する教員の教養科目取り組みへの専念
- 科目ごとの年間教育計画の立案

##### (3) 5月までに実施する事項

- FD活動に関連させてアクティブラーニングの導入を検討

##### (4) その他

- eラーニングの導入を検討
- 科目ごとのPDCAサイクルを構築
- 部門ごとのPDCAサイクルを構築
- 卒業後も見据えた計画的学修を促す一環として、学生の資格取得に向けた効果的な組織的取り組みを検討

担当：教務委員会

## <基準2 学修と教授>

### 基準項目2-9) 教育環境の整備

#### 【現状と課題】

前年度の認証評価で「基準を満たしている」と評価された教育環境整備については、継続して基準を満たしているかを確認する観点から、課題として以下6点を挙げる。なお、各講義の履修人数については、毎年100名以下で授業を行っているため問題ないと考えますが、継続した検証作業が必要であることから、課題として挙げている。

- 大学設置基準を満たしているか再確認
- 施設の点検・補修
- 設備更新の要否を確認
- 履修人数
- 学生の図書館資料や情報検索の利用を促進するための計画

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

<総務委員会担当事項>

- 大学設置基準に即した設備となっているか確認
- 補修箇所の点検・確認
- 設備更新の要否を確認
- 各授業の履修人数を確認

<情報メディアセンター担当事項>

- 学生の図書館利用促進を目的とした活動の一環として、教員による選書を実施
- 新入生が図書館を円滑に利用できるよう、在校生による「図書館利用ガイド」を実施
- これまで以上に多くの学生に興味を喚起するような学生の選書ツアーを計画

##### (2) 3月までに実施する事項

<総務委員会担当事項>

- 設備・機器の更新計画を策定
- 次年度の開講科目の履修人数を決定

<情報メディアセンター担当事項>

- 学生の選書ツアーを実施

##### (3) 5月までに実施する事項

<総務委員会担当事項>

- 設備・機器の更新計画に修正が生じた場合は、それを修正
- 新たな事案が発生した場合は、それを整理

<情報メディアセンター担当事項>

- アクティブラーニング指向の専用施設の検討
- 学生の図書館利用が促進されるよう、教員推薦による選書や、学生の主体的活動について、計画の策定と実施

#### (4) その他

##### <情報メディアセンター担当事項>

- アクティブラーニングを志向した I T 環境に対応できるよう、施設・設備などの改善を含む、実効性のある計画の立案（例：教員と学生がインターネットを使った小規模の授業やゼミを実施できるよう、大学のサーバの安全対策を担保したうえで、ゼミ室や図書館などで無線 LAN 通信ができるエリアを設定）
- IT 環境の整備と保守管理のため、専任の IT 担当者の配置（現在、パートタイム職員で対応）
- 情報メディア教育充実のため「教育開発担当教員」のポスト新設を検討（現在、IT を使ったアクティブラーニングの研究・開発・指導ができる教員が不在）

## 《基準3 経営・管理と財務》

### 基準項目3-1) 経営の規律と誠実性

#### 評価の視点3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

##### **【現状と課題】**

建学の理念・教育の理念等を反映した組織倫理の策定と表明とが、学校法人の公共性の観点から必要である。

##### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 組織倫理の事例収集

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 本法人における組織倫理の策定と学内合意

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 組織倫理についてホームページ等での公表

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目3-1) 経営の規律と誠実性

#### 評価の視点3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

##### **【現状と課題】**

定員未充足が続く状況下、経営改善計画の実行状況の確認と今後の中長期計画への反映は最重要である。

##### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 現行の経営改善計画の進捗状況を確認

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 経営改善計画修正案作成

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 経営改善計画確定
- 中長期計画の検討

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目3-1) 経営の規律と誠実性

#### 評価の視点3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめ とする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

#### **【現状と課題】**

法改正等に応じた規程の制定や改正の遅れ、及びその台帳整備や改廃等の記録整理の遅れが認められる。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 諸規程の整備（特定個人情報取扱規程の原案作成、情報漏えいに対応する個別マニュアルの原案作成）
- 各年度分の財務情報をホームページに掲載（年齢別教員数、事業計画、事業報告、監査報告、及び財産目録について、平成28年度分の情報を掲載）

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 職員倫理規程（マニュアル）の確定と公表
- 規程台帳の整備

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 男女機会均等法改正に伴う諸規程の見直しと関連規程の一部改正（就業規則、ハラスメントの防止等に関する規程、育児・介護休業等に関する規程等）

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目3-1) 経営の規律と誠実性

#### 評価の視点3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

##### **【現状と課題】**

防災や危機管理に関する、規程やマニュアル等の整備が必要である。また、環境保全、人権、安全に関する教育をSDとして実施することが必要である。

##### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 危機管理規程(原案)を作成
- 基本危機管理マニュアル(原案)を作成
- 個別対応マニュアルとして防災マニュアル資料を作成し周知

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 環境保全、人権、安全に関する事項を含むSD計画の作成
- 作成した危機管理規程の教職員への周知
- 防災や環境保全、人権、安全に関する学生向けガイダンスを計画

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 防災や環境保全、人権、安全に関する学生向けガイダンスの実施
- 防災訓練の検討
- 環境保全、人権、安全に関するSDの実施

担当：事務局

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目3-1) 経営の規律と誠実性

#### 評価の視点3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

#### **【現状と課題】**

学校法人の公共性に鑑み、教育情報や財務情報が適切に公表されているかを点検し、不足があれば改善を行う必要がある。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 財務情報等公開事項の点検(学校教育法施行規則第172条の2に列挙される9項目、私立学校経常費補助金「情報の公開」項目リスト、及び財務情報の公開事項等がホームページ上にて公開されているか点検及び対応)

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 教育・財務情報を公表するホームページ構成図の再作成と点検

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 法人及び大学の公表媒体の検討



## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目 3-2 ) 理事会の機能

#### **【現状と課題】**

理事会・評議員会及び監事の機能と、それらの運営を支える体制について、本法人の目的達成の観点から点検を行い、不足があれば改善を行う必要がある。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 理事会の審議についての点検（定期開催、重要事項、諸届等）
- 評議員会の審議についての点検（定期開催、重要事項、諸届等）
- 監事監査についての点検（会計監査、業務監査等）
- 公認会計士による外部監査実施
- 議事録の整備

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 内部監査実施体制の検討

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 平成28年度分の監事監査の実施とその監査結果への対応
- 公認会計士による外部監査の実施とその監査結果への対応

## ＜基準3 経営・管理と財務＞

### 基準項目 3-3 ) 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

#### 【現状と課題】

校務に関する最終的な決定権が学長にある前提のもとで、各委員会、教授会、大学評議会が適切に運営されているか、及び学長決定事項が確実に実行されるために諸規程等が整備されているかを確認し、必要に応じて改善する。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 大学評議会の開催（大学評議会を開催し、運営上の重要事項等について審議）
- 教授会が学長諮問機関であるという位置付けの明確化

##### (2) 3月までに実施する事項

- 大学評議会、及び教授会の審議結果の実行過程において、学長決定権が適切に担保されているかを確認

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目 3-4 ) コミュニケーションとガバナンス

#### **【現状と課題】**

法人と大学、管理部門と教学部門等、各組織間における連携・相互チェック体制が規程通りに機能しているか点検・評価を行い、各組織の意見を反映した円滑な意思決定がなされるよう、必要に応じて改善を行う。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 法人経営会議が本来の目的に沿って運営されているか確認
- 現状の法人・大学・事務局組織体制の明確化
- 大学評議会議事録及び教授会議事録を精査し、各審議の結果が学長の意思決定に適切に反映されているかを確認
- 評議員会議事録を精査し、評議員会決定事項が理事会決定に適切に反映されているかを確認
- 監事が大学の運営状況、学生の状況、財政状況等について十分把握し、課題改善に向けて意見を述べることにより、その役割を果たせる状況であるかを確認

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 法人と大学の意思決定が適切になされているかを確認
- 新年度における監事監査の具体的計画を策定
- 法人経営会議と大学評議会との間で相互チェック体制が適切に機能しているかを確認

担当：事務局

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目3-5) 業務執行体制の機能性

#### **【現状と課題】**

効率的かつ効果的な事務組織を確立するため、事務職員の人員確保と職員研修を進めるとともに、人事関係規程やマニュアル等の整備を通じて適切な人事評価制度の導入を検討する必要がある。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 事務職員人員確保については、IT担当事務職員と学生担当事務職員を採用し、新システム（デジタルキャンパス）の構築と学生業務への対応を強化
- 平成29年度の認証評価受審に向けて、準備室の設置・室長任命等、体制を整備
- SD方針の策定、SD規程の整備を行い、職員の資質向上を推進

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 事務体制の再検討と改善
- 業務分掌及び業務別座席配置の検討
- SD研修の計画的実施

##### **(3) 5月までに実施する事項**

##### **(4) その他**

- 人事評価制度の検討
- 企画推進担当ポストの設置
- 事務決裁・専決規程の検討

担当：事務局

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目 3-6 ) 財務基盤と収支

#### 【現状と課題】

本学の財務状況を踏まえた経営改善「中長期計画書」を策定し、それに基づいた財務運営を行うことにより、大学・法人単体での安定した財務基盤を確立することは最重要課題である。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 監事、公認会計士による期中の会計監査及び業務監査を実施
- 各部署における平成29年度予算要求書(案)の策定と事務局予算査定(案)の作成
- みやま市への要望(用地無償譲渡)事項の確認
- 短期・中・長期財政収入・支出計画の作成
- 平成28年度私学経常費補助金申請
- 委託事業の受託
- 科学研究費補助金の申請
- 研究奨励寄付金の獲得

##### (2) 3月までに実施する事項

- 平成29年度予算編成
- 平成29年度事業計画作成
- 事業報告書・決算報告書作成着手
- 私学経常費補助金の満額交付に向けて弱点の抽出と対応策の検討
- 受配者指定寄付金制度の申請準備
- 特定公益増進法人としての寄付金募集開始

##### (3) 5月までに実施する事項

- 平成28年度決算報告書作成
- 平成28年度事業報告書作成

担当：事務局

## <基準3 経営・管理と財務>

### 基準項目 3-7) 会計

#### **【現状と課題】**

学校法人会計制度改正に対応した会計処理が必要であり、予算編成業務や会計規程の見直しを必要に応じて行う。

また、公認会計士による外部監査を行うべく、公認会計士の選定及び本法人監事との協議、調整等を行い、外部監査を実施する。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

- 学校法人会計制度改正に対応した新会計システムへの入力確認
- 財産台帳の点検整備、備品台帳の点検整備
- 外部公認会計士の選定・相談

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- 外部公認会計士と本法人監事との協議・調整

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- 監事による会計監査及び業務監査
- 公認会計士による外部監査

担当：事務局

## 《基準4 自己点検・評価》

### 基準項目 4-1 ) 自己点検・評価の適切性

#### 【現状と課題】

平成 26 年度の認証評価で指摘された事項のうち、改善されていない事項については早急に対応する必要がある。

また、次年度からの自己点検・評価計画を策定し、計画に即した自己点検を実施するとともに、将来的には大学評価規程を見直し、外部評価を含めた自己点検評価体制を確立することが必要である。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 外部評価の計画立案、外部評価者の検討
- 自己点検・評価体制を整理

##### (2) 3月までに実施する事項

- 自己点検・評価を行い、それに基づく課題の整理と、改善策の策定
- 外部評価委員の決定
- 自己点検・評価の5年計画立案

##### (3) 5月までに実施する事項

- 自己点検・評価の結果を踏まえた課題の抽出
- 外部評価委員による評価を実施
- 上記2つの結果を踏まえた改善策の確定
- 自己点検・評価の項目や方法についての検証
- 外部評価委員による評価の項目や方法の検証
- 次の自己点検・評価の5年計画を策定

##### (4) その他

- 3月までに策定した自己点検・評価の5年計画の修正

## <基準4 自己点検・評価>

### 基準項目 4-2) 自己点検・評価の誠実性

#### 【現状と課題】

平成26年度の認証評価で指摘された事項を中心に、大学評議会議長及び大学評価委員会委員長である学長の責任体制のもとで平成27年度の自己点検・評価を行い、報告書の作成を行っているが、次年度以降の体制整備が課題として残る。

エビデンスデータの早期収集ならびに整理、さらに調査方法、分析を全学的取組として行うことが急務である。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

##### (2) 3月までに実施する事項

- エビデンスを整理し、現時点での不足分、並びに今後必要と思われるデータの点検
- エビデンスの調査、分析方法の立案
- データの収集方法の確立
- 必要なデータは毎回把握できていると思われるので、その都度、所定の場所に格納
- HPでの公表、ならびに広報媒体での紹介の企画

##### (3) 5月までに実施する事項

- エビデンス収集の完了
- エビデンスを整理し、学内、外部評価委員に提出
- データの分析と取りまとめ
- 対外公開ルールの作成

##### (4) その他

- 自己点検・評価結果を報告書としてまとめ、大学評価委員会、大学評議会の審議を経て学内外へ公表
- 自己点検・評価結果に沿った着実な実行
- 自己点検・評価計画に沿って毎年実施し、結果を順次公表

担当：総務委員会



## <基準4 自己点検・評価>

### 基準項目 4-3) 自己点検・評価の有効性

#### **【現状と課題】**

自己点検・評価結果と法令等との関連を確認し、大学運営への反映方法、及び課題に対する取り組みに具体性を持たせる方法を確認することが必要である。

PDCA サイクルの各段階の内容を明確にし、実施時期の目安を定める。評価についてはプロセスとアウトカム指標の達成度を明確にし、具体的な改善策を提示する必要がある。

#### **【対応】**

##### **(1) 12月までに実施する事項**

##### **(2) 3月までに実施する事項**

- PDCA サイクルの立案

##### **(3) 5月までに実施する事項**

- PDCA サイクルに基づく評価、改善の実施
- アウトカム指標等、データの可視化、分かり易さの追求

## 《基準A 使命・目的に基づく大学独自の基準》

### 基準項目 A-1) 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

#### 【現状と課題】

大学と地域との連携が必須となっている現状に鑑み、みやま市および周辺の地域・高校との連携を更に拡充する必要がある。

#### 【対応】

##### (1) 12月までに実施する事項

- 市民公開講座を2か月に一回実施
- みやま市健康づくり課との連携事業の検討

##### (2) 3月までに実施する事項

- 市民公開講座について、受講者アンケートを実施してテーマと内容を改善

##### (3) 5月までに実施する事項

- 周辺の高校に対する出張授業の検討
- 周辺自治体とのイベントを介した交流を計画
- 高校生に対する大学施設の開放（夏季集中講義の実施など）

＜基準A 使命・目的に基づく大学独自の基準＞

基準項目A-2) 国際協力の実践及び国際協力に向けた意識づくりを行う

評価の視点 A-2 -① 教職員による国際協力

**【現状と課題】**

国際協力・交流に関し、一部教員に依存する形ではなく、全学的な取り組みとして組織的に展開する必要がある。

**【対応】**

**(1) 12月までに実施する事項**

- 国際委員会の立ち上げ
- JICAのODA事業に参画する可能性を検討

**(2) 3月までに実施する事項**

- JICA研修への参画
- 海外フィールドワーク支援教員の検討

**(3) 5月までに実施する事項**

- 国際委員会を構成する各教員が役割分担して、国際協力・交流を推進する取り組みを具体化
- 交流協定を締結している春海保健大学校との交換留学制度（編入学制度）及び本学受入れの際の学生支援策を検討

担当：国際委員会

＜基準A 使命・目的に基づく大学独自の基準＞

基準項目A-2) 国際協力の実践及び国際協力に向けた意識づくりを行う

評価の視点 A-2 -② 学生の国際協力についての理解促進、及び動機の  
形成を行う

**【現状と課題】**

本学の教育の理念の一つ（『世界』を理解する）が想定している国際化に貢献する人材を育成するため、学生の国際協力・交流に関する理解を促すとともに、実際に国際協力・交流に参画する動機づけを行う工夫が必要である。

**【対応】**

**(1) 12月までに実施する事項**

○WHOインターンシップの海外フィールドワークへの当面の組み込み

**(2) 3月までに実施する事項**

○海外フィールドワークの実施国として、学生に魅力的な地域を選定することを検討

**(3) 5月までに実施する事項**

○全学生、特に新入学生に対する国際協力・交流に関するガイダンス実施

**(4) その他**

○JICA「病院経営集団研修コース」への、学生のオブザーバー参加

担当：国際委員会

＜基準A 使命・目的に基づく大学独自の基準＞

基準項目A-2) 国際協力の実践及び国際協力に向けた意識づくりを行う

評価の視点 A-2 -③ 学生の国際協力活動に対して、サポートを行う

**【現状と課題】**

現在実施している海外フィールドワークへの参加者を増やすため、経済的負担を軽減するなどの具体的措置を講ずる必要がある。

**【対応】**

**(1) 12月までに実施する事項**

- 学生に対し、国際協力・交流に関する啓発

**(2) 3月までに実施する事項**

- JICA「病院経営集団研修コース」への学生のオブザーバー参加、及びJICA研修一日受け入れ行事への学生の参加
- JICA九州国際センター（北九州市）の見学及びイベント参加

**(3) 5月までに実施する事項**

- 学生の国際協力・交流課外活動を支援

**(4) その他**

- 学生の語学力向上のための長期計画の立案及び開始
- 海外フィールドワーク参加者への費用補助制度を検討

担当：国際委員会

〔附〕 自己点検・評価実施計画

実施年度		28	29	30	31	32	33	34
対象年度		27	28	29	30	31	32	33
基準1 使命・目的等	基準項目1-1 使命・目的及び教育目的の明確性	○	○		○			○
	基準項目1-2 使命・目的及び教育目的の適切性	○	○			○		○
	基準項目1-3 使命・目的及び教育目的の有効性	○	○				○	○
基準2 学修と教授	基準項目2-1 学生の受入れ	○	○	○				○
	基準項目2-2 教育課程及び教授方法	○	○			○		○
	基準項目2-3 学修及び授業の支援	○	○			○		○
	基準項目2-4 単位認定、卒業・修了認定	○	○			○		○
	基準項目2-5 キャリアガイダンス	○	○				○	○
	基準項目2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック	○	○				○	○
	基準項目2-7 学生サービス	○	○		○			○
	基準項目2-8 教員の配置・職能開発等	○	○			○		○
	基準項目2-9 教育環境の整備	○	○		○			○
基準3 経営・管理と財務	基準項目3-1 経営の規律と誠実性	○	○	○				○
	基準項目3-2 理事会の機能	○	○	○				○
	基準項目3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ	○	○		○			○
	基準項目3-4 コミュニケーションとガバナンス	○	○		○			○
	基準項目3-5 業務執行体制の機能性	○	○	○				○
	基準項目3-6 財務基盤と収支	○	○	○				○
	基準項目3-7 会計	○	○	○				○
	基準項目3-8 情報管理	○	○	○				○
基準4 自己点検・評価	基準項目4-1 自己点検・評価の適切性	○	○		○			○
	基準項目4-2 自己点検・評価の誠実性	○	○			○		○
	基準項目4-3 自己点検・評価の有効性	○	○				○	○
大学独自の基準	○	○				○	○	

【備考】

- ※ 平成29年 大学機関別認証評価受審予定(認証評価機関:日本高等教育評価機構)
- ※ 本計画は、認証評価機関において平成30年度実施予定の自己点検・評価基準の変更にに基づき、修正を加える予定である。